

高校入試で合理的配慮を受けるには？

*岡山県教育長高校教育課高校魅力化推進室の方に教えていただいてまとめました。

① 中学に入学したら、合理的配慮を受けよう。

受験における配慮は、中学校での配慮実績が必要です。

中学で配慮を受けていないのに、入試のみ配慮を受けるということができません。まずは中学で先生方とよく話し合い、合意形成を図って合理的配慮を受けましょう。



相談・合意形成

チェック

中学校で配慮を受けていた内容を、必ず入試でも受けられるとは限りません。他の受験者との公平性の観点等から入試では受けられない配慮もあります。

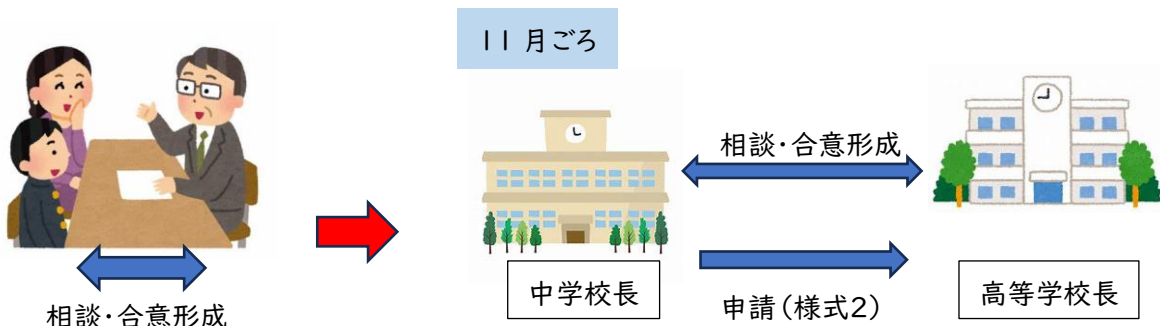
② 関係の書類をチェックしよう。

高校魅力化推進室のホームページに掲載されます。

- ① 高等学校入学者選抜実施要項(抜粋) (10月ごろ)
- ② 受験上の特別な配慮について(申請様式・実施要項中にあり)(10月ごろ)
- ③ 岡山県立高等学校入学者選抜における特別な配慮について (7月ごろ)

③ 手続きの進め方。

手続きは、中学校を通して行います。まずは、担任の先生に相談しましょう。



中学へ、受験の合理的配慮を受けたいと相談。合意形成を図る。

中学校の校長先生から、志望の高校へ相談、合意形成を図ってから、出願時に様式②を提出して申請する。

チェック

配慮の内容によっては、教育委員会で協議して可否を決定する場合があります。

「これはどうかな?」と不安な場合は、中学校を通して 高校魅力化推進室に相談しましょう。今までも、中1の段階から継続的に相談されたケースもあるそうです。